2026年10月29日

各位

会社名　　株式会社ジールアソシエイツ
（コード：329A　TOKYO PRO Market）
代表者名　代表取締役 社長執行役員　永門　大輔
問合せ先　取締役　　上席執行役員　澁谷　良雄
ＴＥＬ　　03-6264-2690
ＵＲＬ　　https://zeal-as.co.jp/

監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ

当社は、2026年10月29日開催の当社取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社の監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、2026年11月24日開催予定の第25期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

１．提案の理由および割り当てることが相当である理由

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2026年５月14日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とご承認をいただいております。今般、監査等委員である取締役に対しても、その独立性および実効的な監督機能を維持しつつ、株主の皆様との中長期的な利害共有および企業価値向上への健全な貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、従来の有償ストックオプションに代えて無償の税制適格ストックオプションを付与することといたしました。つきましては、監査等委員である取締役に対し、上記の金銭による報酬等の額とは別枠として、新株予約権に関する報酬等の額を年額２百万円以内として定め、以下の内容の新株予約権を年10,000個（目的となる株式数：年10,000株）以内を上限として割り当てることにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の内容は、当社の事業規模、付与目的および株式の希薄化の規模等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。なお、現在の監査等委員である取締役は３名であります。

２．本新株予約権の具体的な内容

（1）新株予約権の総数

各事業年度において割り当てる新株予約権の総数は、年10,000個を上限とします。

（2）新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各事業年度において割り当てる新株予約権の目的となる株式の総数は年10,000株を上限とします。

新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とします。なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降において、当社が普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てます。

- 調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

（3）新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとします（無償発行）。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を金 206 円とし、これに当該新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

（5）新株予約権を行使することができる期間

付与決議日後 2 年を経過した日から付与決議日後 10 年を経過する日までとします。

（6）新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の監査等委員である取締役の地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任その他正当な理由があると認められる場合は、この限りではありません。
2. 新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとします。

3. その他の権利行使の条件は、募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

（7）会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の事由が生じたときは、当社は無償で新株予約権を取得します。ただし、①の場合は取締役会決議によって取得の日を別途定めます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議）で承認された場合

② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

（8）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

（9）その他の事項

本新株予約権に関する募集事項については、取締役会決議により定めます。

以　上